

令和4年度答申第45号  
令和4年10月12日

諮問番号 令和4年度諮問第46号（令和4年9月13日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に

該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。
- (3) 賃確則9条2項は、上記(2)の認定を申請しようとする者は、同項1号から5号に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る事業主の事業（賃確法7条の事業をいう。）からの退職の日においてその者が使用されていた事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、当該事業主の住所地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない旨規定し、同条4項は、同条2項の申請書の提出は、退職の日の翌日から起算して6月以内に行わなければならない旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、不動産事業を営むB社（以下「本件会社」という。）の労働者であったが、本件会社から平成30年6月5日付け懲戒解雇通知書を送付され、同通知書による解雇を争って、C地裁に訴えを提起した。  
(C地裁令和3年2月15日判決（事件番号a）)
- (2) 本件会社の株式の100パーセントを保有していた親会社であるD社は、不動産事業から撤退することを決定し、令和2年5月19日、本件会社の株式を全て本件会社の取締役に移譲した。  
(投資用不動産の販売事業、仲介事業からの撤退及び子会社株式の譲渡（子会社の異動）に関するお知らせ)

(3) 審査請求人は、令和2年12月18日、A労働基準監督署（以下「本件労基署」という。）に対し、本件会社との関係等について労働相談をした。

（労働相談票）

(4) C地裁は、上記(1)の訴訟について、審査請求人が労働契約上の権利を有する地位にあることを確認し、本件会社に賃金等の支払を命じる判決をした。

（C地裁令和3年2月15日判決（事件番号a））

(5) 審査請求人は、令和3年2月26日、退職日を同月15日とし、本件会社の事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態であることについて、認定を求める認定申請書（以下「本件認定申請書」という。）を処分庁に提出して、本件認定申請をした。

（認定申請書）

(6) 処分庁は、令和3年5月26日付けで、本件認定申請につき、「認定申請書を、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第9条第4項に規定する退職の日の翌日から起算して6か月以内に提出していないこと。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

（不認定通知書）

(7) 審査請求人は、令和3年6月7日、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(8) 審査庁は、令和4年9月13日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

#### 4 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求人は、処分庁が審査請求人の退職の日と認定した令和2年5月19日時点で本件会社を被告として労働契約上の権利を有する地位の確認等を求めて係争中であり、認定申請の余地はなかった。同年12月7日に裁判官の心証開示によって判決が確定的になり、同月18日に不備のない認定申請を処分庁にしたが、受理されなかった。

(2) 本件労基署の担当監督官は、「事業活動停止日を令和2年5月19日とする。」、「親会社ホームページに掲載された子会社株式の譲渡の開示情報が根拠。」、「本件会社の代表取締役（以下「本件代表取締役」という。）の話も聞くことができた。」旨の発言を行った。しかし、これらは

反射的理由であって、本件会社が事業活動を停止した直接的な理由にはならない。「事業活動停止」とは、事業場が閉鎖され、労働者全員が解雇されるなどにより、その事業本来の事業活動が停止した場合とされ、事業活動停止日を令和2年5月19日と評価することはできない。

- (3) 本件代表取締役及び従業員は、令和2年12月7日に解雇等に関する訴訟で出廷している。従業員の解雇の有効性を訴訟によって争う行為は、法人が存続していることを前提としており、事業の再開の意図を放棄したものとみなすことはできない。

本件代表取締役は、E法人の退会手続を令和2年12月25日に行った。すなわち、事業活動の停止に係る退職日の認定は、同日とすべきである。

本件代表取締役は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく廃業等届出書を令和2年10月26日付けでF都道府県に対して届け出ていることから、同日までは客観的に不動産事業者としての権利義務を有しており、遡って事業活動が停止していたと評価することはできない。

令和2年5月19日に本件会社が親会社の連結の範囲から除外されていることをもって、事業活動停止と評価することはできない。

- (4) 本件代表取締役の申立書の提出をもって従業員数は0名とはならない。

審査請求人は、令和3年2月15日、本件会社を被告とした訴訟において懲戒解雇の無効が確定し、労働契約上の権利を有する地位にあることが判決によって確認され、解雇はされておらず、遡及して従業員の地位を有している。本件代表取締役に審査請求人を退職者扱いとする権限はなく、申立書は無効である。

- (5) 未払賃金の立替払制度の趣旨は、労働者とその家族の生活の安定を図る国のセーフティーネットとして、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、賃確法に基づいて、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払する、というものである。

審査請求人は、本件会社からの賃金を得ていないのであって、あえて、退職日を令和2年5月19日と認定するのであれば、賃確法の制度趣旨に反し、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法である。

- (6) なお、審査請求人の当審査会に対する令和4年9月27日付け主張書面によれば、事業活動停止日は令和2年10月26日又は令和3年2月15日、離職日は令和3年2月15日、本件認定申請は令和3年2月26日と

主張している。

(審査請求書、反論書、主張書面)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 処分庁は、審査請求人の退職の日を令和2年5月19日、審査請求人の認定申請書の提出日を令和3年2月26日と判断した上で本件不認定処分を行っているところ、審査請求人は、退職の日を令和3年2月15日、認定申請書の提出日を令和2年12月18日と主張している。
- 2 審査請求人の退職の日について
  - (1) 審査請求人が提出した資料によれば、審査請求人は、令和3年2月15日に、「審査請求人が、本件会社に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。」、「本件会社は、審査請求人に対し、平成30年7月から本判決確定の日まで毎月10日限り月額35万円を支払え。」という旨等の判決を受けている。
  - (2) 処分庁は、労働契約上の権利を有する地位にあることが令和3年2月15日付けの判決によって確認されているとしても、①本件代表取締役から同年5月18日付けで提出された申立書において、令和2年5月19日までに労働者数が0名となっており、同日以降業務を行っていないこと、②同日に親会社の連結の範囲から除外されていること、③本件会社の事務所が同日付けで退去し、別の場所に事務所を構えてはいないことから、事業活動が同日時点で停止している以上、本件認定申請に対する処分を判断するに当たり、審査請求人の退職年月日が同日を超えることはない旨主張している。
  - (3) 民事上においては、上記(1)のとおり、審査請求人が令和3年2月15日に労働契約上の権利を有する地位にあることが確認されているものの、民事訴訟の判決が必ずしも処分庁の判断を拘束するとまではいえず、立替払制度の基準退職日をいつにするかという賃確法の適用における退職の日については、上記(2)を踏まえれば、処分庁が令和2年5月19日と認定したことについて相当の理由があり、この点に関する処分庁の判断が不合理とまではいえない。
- 3 審査請求人の認定申請書の提出日について
  - (1) 処分庁が提出した資料によれば、処分庁は、令和3年2月26日に、本件認定申請を受け付けており、当該日付が審査請求人の認定申請書の提出

日である旨主張している。

- (2) 審査請求人は、令和2年12月18日に認定申請した旨主張するものの、退職日が同日より後の令和3年2月15日と主張していることから、退職より前に認定申請したとする審査請求人の主張は認められず、上記(1)を踏まえれば、審査請求人の認定申請書の提出日は、令和3年2月26日であると考えられる。

また、審査請求人は、令和2年5月19日時点で地位確認等の係争中であり、申請の余地がなかった旨主張するものの、地位確認等の係争中であっても、既に事業活動停止に伴い賃金が支払われていないとして、併行して認定申請することも可能であり、認定申請の余地がなかったとまではいえないものと考えられる。

- 4 以上のことから、審査請求人の退職の日を令和2年5月19日、審査請求人の認定申請書の提出日を令和3年2月26日と認定した上で行われた本件不認定処分について、違法又は不当な点があったとまではいえない。

よって、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手續の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求の受付	: 令和3年6月7日
審理員指名	: 同年8月10日付け
弁明書提出	: 同年9月24日
閲覧等請求	: 同年10月13日付け
閲覧等請求に対する書面交付	: 令和4年1月11日付け
反論書提出	: 同月17日
審理員意見書提出	: 同年8月23日付け
本件諮問	: 同年9月13日

- (2) これら一連の手續をみると、本件審査請求の受付から本件諮問までに、約1年3か月もの期間を費やしている。とりわけ、審理員指名までに約2か月、閲覧等請求から書面交付までに約3か月、反論書提出から本件諮問までに約8か月を要しているのは、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられないので、審査庁においては、手續を迅速に進行さ

せるための方策を考えるべきである。

- (3) 上記で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

## 2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

### (1) 本件認定申請はいつなされたか

事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態（以下「事実上の倒産」という。）になったことについて労働基準監督署長が認定するためには、当該事業主に係る事業を退職した者が、退職日の翌日から起算して6月以内に、所定の申請書を提出して申請しなければならない（賃確令2条1項4号、賃確則9条2項及び同条4項）。

本件認定申請は、審査請求人が令和3年2月26日に退職日を同月15日とする認定申請書を提出して行われているから、本件認定申請の日は、令和3年2月26日である。

### (2) 審査請求人の退職日の認定について

ア 審査請求人は、平成30年6月5日付け懲戒解雇通知書により本件会社から懲戒解雇処分を受けているが、C地裁に訴えを提起して解雇の無効を主張し、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認と賃金の支払等を求めていたところ、令和3年2月15日に、審査請求人は労働契約上の権利を有し賃金請求権を失わない等として、「本件会社は判決確定の日までの賃金等を支払え」等の判決を受けた。

同判決は、解雇という労働契約の終了事由がないとの認定をし、判決確定の日の時点で本件会社と審査請求人との間の労働契約が存続していることを前提として、判決確定の日までの本件会社の賃金支払義務を認めたものである。

しかし、賃確法にいう「退職の日」とは、契約期間の満了、当該労働者が退職の意思表示をした場合、解雇等により労働契約が終了した場合のほか、労働契約の終了事由が明確に認められなくとも、企業等が事実上倒産して事業活動を廃止し、その結果労働者の就労が不可能となった日も含まれるものと解される。このように解釈しないと、事実上の倒産状態が発生した後も、解雇あるいは退職の意思表示がない限り雇用関係が継続することになって、長期間にわたり労働者が賃確法上の立替払制度を利用し得ることになり、さらに、労働者の意思により、保護を受ける賃金の範囲を選択することも可能となってしまい、未払賃金の立替払制度の趣旨を逸脱し

てしまう。

したがって、本件会社が事実上倒産して事業活動を廃止し、その結果労働者の就労が不可能となったと認められれば、その日をもって審査請求人の退職日とすることになる。

イ 本件会社は不動産事業を営む会社であるが、処分庁は、本件会社の事業活動が令和2年5月19日時点で停止している以上、審査請求人の退職日が同日を超えることはないとし、本件認定申請書は退職日の翌日から6月以内に提出されていないとして本件不認定処分を行っており、審査庁はかかる処分庁の判断は不合理といえないとしている。

処分庁が、令和2年5月19日をもって審査請求人の退職日とした根拠は、

(ア) 令和3年5月24日に本件代表取締役から提出された申立書に、令和2年5月19日までに労働者数が0名となっていること、同日以降業務を行っていないことが記載されている。

(イ) 令和2年5月19日をもって、本件会社が親会社の連結の範囲から除外されていることが親会社のホームページ掲載の通知文書から確認できる。

(ウ) 本件会社は、令和2年5月19日付けで本店所在地から退去し、別の場所に事務所を構えていない旨本件代表取締役が申述している。

等というものである。

すなわち、令和2年5月19日に本件会社は親会社の連結の範囲から除外されていること、同日までに労働者がゼロとなっていること、同日以降業務を行っていないこと、同日に本店所在地から退去して別の場所に事務所を構えていないこと等の事実を認定し、これらの事実から本件会社の事業活動は同日までに停止していると認定したものと解される。

ウ 事業活動が停止したかどうかは、労働者の雇用状況、取引やこれに伴う入出金等状況、その他会社としての具体的事業活動の状況等、事業主である会社全体としての活動内容を総合的に考慮して判断すべきものである。

そして、その判断をするに当たっては、経営者の立場の者から必要事項を聴取することはもちろんであるが、聴取内容の裏付けとなる客観的資料を収集し、具体的な事業活動とその停止の状況や労働者の雇用状況ないし退職状況等を客観的資料をもとに検討し、事業活動の全体を総合的に評価



して判断することが必要である。

エ 本件会社が親会社の連結の範囲から除外されたことについては、親会社の通知文書によれば、親会社は不動産事業から撤退することを決定し令和2年5月19日に子会社である本件会社の全株式を譲渡したというものであるところ、このことが直ちに本件会社自体の事業活動の停止を意味するものではない。親会社の同通知文書には、「不動産事業に従事している従業員の雇用は本件会社に承継される。」旨の、本件会社を親会社の連結から除外した後も本件会社が存続することを前提とするかのような記載すらある。親会社の連結の範囲から除外されたことによって事業活動が停止したというのであれば、いかなる具体的な事業活動がどの時点で停止したのかを客観的資料をもとに認定する必要があるが、かかる調査はなされていない。

労働者がゼロになったことについては、本件代表取締役がその旨申し立てているもののこれを裏付ける客観的資料は記録中に存在せず、処分庁が労働者の退職状況等についての客観的資料を収集した形跡は見当たらない。

そして、そもそも本件代表取締役の申立書には、具体的な事業活動の停止状況は何ら述べられておらず、本件会社の具体的な取引等がいつ停止したのかは不明であり、本件会社の入出金状況も不明なままである。本件代表取締役自身「業務活動停止の解釈が難しいところですが、2020年度より新規事業活動は行っていない状態です。」と述べているところ、従前行っていた事業活動がいつどのように停止したのかは不明なままとなっている。

一方で、本件会社は、F都道府県に対する宅地建物取引業の廃業届を届出の理由を「廃止」とし、届出事由の生じた日を令和2年10月26日として提出している。令和2年10月26日に廃業したというのでは、同年5月19日までに事業活動が停止していたということと整合しないが、このことについて、「手続が遅れた」としか説明されていない。

オ 以上によれば、本件会社が既に事業活動を停止していることは十分うかがわれるものの、令和2年5月19日の時点で既に停止していたと認定するには調査は不十分である。

しかも、処分庁は、事業活動が停止したことをもって直ちに退職となるかのような主張をしているが、単に事業活動が停止したというだけでなく、事実上の倒産の結果労働者の就労が不可能となったと評価できる時が退職

日と認定すべきなのであり、この点の検討もされていない。

したがって、本件不認定処分は、必要な調査検討を尽くさないまま、審査請求人の退職日を令和2年5月19日と認定して行われたものというほかになく、これを是認する審査庁の判断は妥当とはいえない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史